

## 都市農業の振興と都市農地保全に関する要望

東京農業の主体をなす都市およびその周辺の農業は、都市地域特有の営農環境や土地の評価・課税問題を抱えながらも、農業者のたくましい意欲と創意工夫によって維持・発展し、かけがえのない農地が守られている。

また、都市農業・農地は安全・安心な食料の生産供給の外、緑の創出といった生産面はもとより、環境や防災、教育という地域を守り豊かにする多面的な役割も果たしており、地域住民の農業理解の気運を醸成している。

しかし、都市農業・農地の明確な保全対策が行われない限り、生産緑地制度と相続税納税猶予制度により農業経営が継続されても、農地の減少に歯止めをかけることはできない現状である。

都市農業・農地が持つ積極的な機能を維持・発展させるためには、平成21年度から本格的に着手される都市計画制度の抜本的な見直しにおいて、その保全に向けた改正を行うとともに、農林水産行政にあつては都市農業に対しても持続可能な経営の実現に向けた農業振興施策を展開する必要がある。

よって、政府・国会におかれては、下記の事項の実現にむけて積極的に取り組むようここに強く要望する。

### 記

#### 1. 都市農業・農地の位置付けの明確化と振興施策の確立

##### (1) 「都市農業基本法（仮称）」の制定

都市地域の農地は、高度経済成長期の人口増加による宅地化政策によって急速な減少を続けてきたが、この間農業を愛し真剣に取り組む農業者の努力によって現在の農地等が確保された。その結果、住環境の保全がはかられ、今後の政策を講ずる環境が残されてきた。

このような農業者の努力に報いるとともに、これからの快適な都市形成に不可欠な農地等を保全した「農業のある街づくり」を実現するため、都市農地の位置付けを明確にする「都市農業基本法（仮称）」を早急に制定すること。

##### (2) 都市農地の位置付けの明確化

都市計画制度の見直しにあたっては都市の農地が果たす役割を検証するとともに、都市農地を不可欠なものとして明確に位置付け、その保全に向けた必要な対策を行うこと。

### (3) 都市農業振興施策の確立

担い手育成や農業生産体制の整備など、実態に即した都市地域の農業振興施策を構築すること。また、農用地区域などに限定している国の施策を都市およびその周辺まで拡大するとともに面積等の事業要件を緩和すること。

## 2. 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持と必要な見直し

### (1) 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持

これらの制度がこれまで農地保全と農業経営継続に果たしてきた役割を重視し、今後とも両制度の基本を堅持すること。

さらに、都市計画制度見直しに際しては、都市地域の農地について他法令との整合性を確保した整備を行うこと。

### (2) 収用の際の相続税等納税猶予制度の利子税免除

平成21年度税制改正大綱では利子税の軽減がはかられたところであるが、収用等に際して過去に遡って利子税の負担を強いることには変わりがなく、農地所有者の大きな負担となることから、収用の際には利子税を免除すること。

### (3) 相続税等納税猶予制度の一部免除規定の創設

快適な街づくりに寄与するため、一定の要件で地方公共団体等に寄付した適用農地等については一部免除とする仕組みを創設すること。

### (4) 収用交換及び買い換え特例に対する要件緩和

農地を効率的に利用するためには、その立地や適応作物などが大きく影響することから、代替農地の先行取得を認める等、制度適用者がもつその他の農地への納税猶予継続をはかるとともに、譲渡所得税についても特例措置を講ずること。

### (5) 生産緑地指定面積の緩和

生産緑地は地域に根づいた身近な都市緑地として重要な機能を有することから、指定下限面積については区市が定める都市計画マスタープラン等に基づき、自治体の意向を尊重した緩和がはかれるよう制度を改善すること。

## 3. 都市農地等保全のための新たな制度の構築

都市およびその周辺にある農地等を次世代に継承する観点から、従来の地区指定によらず農地等所有者の意向に基づく新たな都市農地等の保全制度を構築すること。

その場合、農業経営に必要な林地や生産・集荷・貯蔵・流通等施設用地も含め保全の対象とするとともに、課税の適正化を行うこと。

## 4. 都市農業・農地に関連する制度等の改善

### (1) 農業委員会の組織強化

生産緑地法や相続税等納税猶予制度の適正な運用も含め、かけがえのない都市農地の保全と利用促進に欠くことのできない農業委員会系統組織の役割を重視し、組織の強化と十分な予算措置を行うこと。

(2) 相続税強化の見直しには反対

現行の相続税評価は、地域にとってかけがえのない農地・林地並びに文化的な意義がある施設用地等についても個人の帰属として相続税の負担を求めているため、農地については相続税等納税猶予制度や生産緑地法がありながらも、農地の減少に歯止めがかからない状況である。このような中でさらに相続税課税方式の見直しや課税強化がなされれば、これら農地等はその分散・減少が一層進むものと危惧される。

よって、これら公益的な機能を持つ農地等の維持に対して配慮を怠ったまま遺産取得課税方式の導入等、相続税の課税強化を行わないこと。

(3) 山林・平地林の相続税軽減

都市住民に潤いを与え、水の循環や生態系の保全に大きな役割を果たしている山林・平地林について、相続税軽減措置を講ずること。

平成21年2月26日

第50回 東京都農業委員・農業者大会